

平成28年度 事業計画書

公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

1. 会議に関する事業

- (1) 理事会を年3回、評議員会を年1回、監査会を年2回程度開催する。
- (2) 上記について必要に応じ臨時に開催するとともに、正副理事長会等を開催する。

2. 経営指導に関する事業

- (1) 経営指導員は「指導員設置要綱」に基づいて専門的な経営指導相談を行う。
- (2) 経営指導員の定員は3名とする。
- (3) 各種研修講習等に指導員を派遣し、経営指導に関する諸問題の研究と情報の交換収集を図る。

3. 相談室の運営に関する事業

- (1) 相談室は「相談室整備要綱」に基づき運営する。
- (2) 相談日は、土曜、日曜、祝祭日を除く毎日の午前9時から午後5時（業務は6時）までとする。
- (3) 事務職員の定員は1名とする。

4. 税務相談に関する事業

申告相談、消費税相談や記帳指導をはじめとして、生衛業に関する様々な税務相談に応じるため、指導センターに顧問税理士を置く。また、県下保健所地区ごとに顧問税理士による相談会や消費税軽減税率講習会等を開催する。

5. 地区相談に関する事業

- (1) 地区相談については経営相談員会各支部と調整の上、地区ごとに開催する。
- (2) 営業施設の衛生確保と向上のため自主的な管理である自主点検に関して地区ごとにその推進に努める。

6. 経営相談員会に関する事業

経営相談員の資質向上をはかるとともに、滋賀県生活衛生営業経営相談員会およびその支部組織を通じて、生衛業の経営の近代化・合理化と衛生水準の向上等に資する。

7. 相談指導顧問に関する事業

弁護士もしくは中小企業診断士、社会保険労務士等を指導センターの相談指導顧問として委嘱し、生衛業に関する専門的かつ高度な相談指導を行う。

8. 融資指導に関する事業

- (1) 生活衛生改善貸付（無担保・無保証、略称：衛経）の融資指導相談
 - ①衛経の推進を図るとともに、特別融資審査委員会は申込に応じて随時開催する。
 - ②この制度資金の高度利用による経営の近代化・合理化を促進する。また、この制度貸付の事故防止のための事後指導に努める。
 - ③この制度資金活用の要の役をなしている経営特別相談員の資質を向上させるため、全国生衛指導センターの委託を受け研修会を実施する。また、経営特別相談員に対し生衛業特別指導を実施する。
- (2) 振興事業貸付等の融資指導相談と推進
 - ①振興事業貸付の該当業種について指導相談および融資の推進を図る。

②一般貸付、生活衛生セーフティネット貸付、特例貸付(防災環境対策資金、生活衛生新企業育成資金、雇用安定資金、福祉増進資金)、振興事業促進支援融資制度、担保の提供を不要とする融資等の推進をはかる。

9. 事業活動調整員の設置ならびに分野調整等指導に関する事業

(1) 地域の営業者における事業活動の調整のための自助努力を促進するため事業活動調整員(1名)を設置し、次の職務を行う。

①生衛業における事業活動に係る紛争事例に関し、相談斡旋、調停業務等、当事者間の自主解決の促進

②地域の生衛業の事業活動等の状況について総合的な調査分析と情報収集

③経営指導員、経営特別相談員等と事業活動の状況についての情報交換

(2) 大企業等の進出による既存生衛業者との分野紛争等、事業活動調整員のみでは解決の難しい紛争に対して滋賀県分野調整事業協議会を設置して、次の業務を行う。なお、具体的な事案がない場合は紛争等に備えるための予備連絡会を開催する。

①事業活動に係る紛争等の相談、指導 ②地域の営業者の事業活動状況の調査

③進出大企業等の事業活動の情報収集 ④紛争等に関する意見収集、

⑤紛争解決のための分析

⑥紛争等に関する方針の検討等

10. 生衛業相談支援連絡協議会事業

日本政策金融公庫の天津・彦根両支店と経営相談員、経営特別相談員、各生活衛生同業組合役員および職員等との生衛貸付相談支援連絡協議会を開催し、生衛融資の利用促進を図り、生衛融資の改正点、生衛組合からの改善要望点、生衛貸付の事故防止等に関して協議する。

11. 情報化整備に関する事業

社会経済構造の変化に即応した相談指導を行うため、全国生衛指導センター等との生衛情報ネットワークの高度利用とシステム更新等をはかる。また、ブロードバンドに対応しインターネットでの生衛業に関するデータ検索等の質と量を高め、生衛業者等への情報提供推進とIT化の支援を行う。

また、指導センター内LANのセキュリティ等の維持管理を行い、その高度利用を推進する。併せて新公益法人会計に対応した会計システムの運用や情報公開等に対応する。

12. 生衛業再生特別支援事業

(1) 生衛業再生支援特別相談窓口の設置

経営上必要な融資、税務、労務等に関する専門的知識を有する者が対応する特別相談窓口を設置し、再生可能な生衛業者に対して専門的かつ具体的な経営改善指導を行う。

(2) 再生支援特別研修会の開催

再生支援に当る専門家を補助する経営特別相談員等の専門知識、指導技術等を更に高めるため、また、生衛業経営者等に対して事業再生の参考となるよう特別研修会を実施する。

13. 生活衛生営業健康推進等事業

(1) 生衛業連携促進事業

地域生衛業者が商店街等と連携するなどして地域社会との共存や福祉などの社会

的要請に応える形で生衛業の振興を図るとともに、生衛組合同士が連携して実施する振興事業等に支援する。

(2) 災害時支援体制整備等推進事業

県と締結した生衛業の包括支援が実際に稼働するよう生衛協会とともに準備に努める。また、災害に関する情報提供等を実施する。

(3) 飲食店健康増進等普及支援事業

受動喫煙防止対策等研修会を開催し、飲食店での禁煙・分煙の導入を促進し利用者・消費者の副流煙被害の防止をはかるとともに、生衛業者の健康増進に寄与する研修会等を実施する。

(4) 新型インフルエンザ等感染症対策

新型インフルエンザやノロウイルス等の感染症等についての研修会を開催するとともに、指導センターホームページでの感染症情報の掲載、また、リーフレットの配布等を通じて、生衛業者の防疫意識を高揚し、衛生水準の向上を推進する。

14. 後継者育成支援事業

生衛業の経営において課題とされている後継者確保支援のため、県内の小中高に出向き、生衛業に対する職業観の向上を図りもって生衛業への就職を促進することを目的とした「出前インターンシップ(出前授業)」を実施する。また、県内の大学で「留学生を対象としたすし教室」や「学食等でのお肉の教室」など学生や一般消費者等を対象に「生衛業の各種教室」を開催し生衛業のPRを図りながら後継者育成に資する。

15. 消費者コールセンター等事業

消費者相談窓口(コールセンター)を設置し、消費者等からの苦情相談に対応するとともに、苦情等の情報収集ならびに分析等により生衛業全般のレベルアップをはかる。

16. 生衛業の振興に関する事業

(1) 営業者の自主衛生管理推進事業(新規開業等に対する生衛法に係る情報提供のためのマニュアル作成含む)

(2) 消費者サービスの向上・需要開拓拡大事業

(3) 専門技術者養成確保事業

(4) 経営安定および強化のための融資相談および指導事業

(5) 後継者育成事業(出前インターンシップ等の後継者育成支援事業とは別内容で、各生衛組合が主体となって指導センターと共催する事業)

17. 標準営業約款(Sマーク)の登録に関する事業

(1) クリーニング業、理容業ならびに美容業の標準営業約款(Sマーク)の新規・再登録の推進をはかる。

(2) 安心・安全のSマークを広く周知させるため、また、後継者の育成にもつながる業界PRの意味で、マスコミ等を通じて広報に努める。

18. クリーニング師等研修講習に関する事業

クリーニング業法に基づく県知事指定のクリーニング師研修、クリーニング業務従事者講習について完全受講の実施に努める。また、より受講機会を増やすため通信による研修講習(Ⅱ型)を実施する。

(1) 予定時期

クリーニング師の研修・・・・・・・・平成28年11月 6日(日)

クリーニング業務従事者の講習・・平成27年11月27日(日)

通信による研修講習・・・・・・・・通年

(2) 予定対象 県下に所在するクリーニング所および取次所

(3) 予定場所 滋賀県生活衛生会館

19. 全国生衛指導センターからの委託調査に関する事業

全国生衛指導センターの委託を受けて、生衛業経営状況調査等を実施する。

20. 広報に関する事業

(1) 「生衛しが」を編集発行し、経営指導に関する具体的事項や業界情報等の報道に努める。

(2) 各事業推進等に活用するため平成28年10月現在の滋賀県生衛関係団体名簿を発行する。

21. 滋賀県総務課の指導を得ながら公益財団法人として遺漏なきよう法人の適正運営を図る。併せて、特定個人情報(マイナンバー)について適正に管理・運用する。

22. 理容師美容師試験および管理理美容師資格認定講習会に関する事業

公益財団法人理容師美容師試験研修センターが実施する理容師美容師試験と管理理美容師資格認定講習会について、審査員派遣など可能な範囲で業務に協力する。

23. 前各号に付帯する事業

(1) 各生衛組合が実施する事業等の指導助言を行うとともに、該当組合に対して振興指針に基づく計画事業の推進等を図る。

(2) 生衛業についての情報交換および税務の取扱等について、生衛協会が主催する主管税務署等との研修会や連絡会議を共催し連携を密にする。

(3) 生衛協会、浴場組合、興行協会の事務の一部を指導センター事務局が受託する。

(4) その他前各号に付帯する事業を実施する。